

社会福祉制度の概要

【 】内は措置権

平成30年4月1日現在

種別・根拠法	概 要	措置権等	摘 要										
老人（施設） 【市町村】 老人福祉法 § 11	養護老人ホームに入所（地方公共団体設置）させ、又は入所を委託（社会福祉法人設置）する。 ※特別養護老人ホームへの入所については、H12から介護保険制度に移行。 ただし、やむを得ない事由により介護保険制度による入所が困難であるときは、措置による入所制度あり。	S38：老人福祉法制定 措置権：県・市福祉事務所 H5：市町村へ措置権移譲 H17：措置費の一般財源化	（費用負担） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th>措置権</th> <th>市</th> <th>町村</th> </tr> <tr> <td>市</td> <td>10/10</td> <td></td> </tr> <tr> <td>町村</td> <td></td> <td>10/10</td> </tr> </table>	措置権	市	町村	市	10/10		町村		10/10	
措置権	市	町村											
市	10/10												
町村		10/10											
児童（助産の実施） 【市町村】 児童福祉法 § 22	妊産婦が保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない場合において、その妊産婦からの申込があった時は、その妊産婦に対して、助産施設において助産を行う。	S22：市町村措置権 S26：県及び市措置権（福祉事務所を管理する地方公 S62：機関委任事務→団体事務 H13：措置制度→契約制度	（費用負担） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th>実施主体</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>市町村</th> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>1/2</td> <td>1/4</td> <td>1/4</td> </tr> </table> （指定都市・中核市が実施主体の場合：国1/2, 市1/2）	実施主体	国	県	市町村	市町村	1/2	1/4	1/4		
実施主体	国	県	市町村										
市町村	1/2	1/4	1/4										
児童（母子保護の実施） 【市町村】 児童福祉法 § 23	保護者が配偶者のない女子又はこれに準ずる事情がある女子であつて、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合において、その保護者から申込みがあったときは、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護する。	S22：市町村措置権 S62：機関委任事務→団体事務 H13：措置制度→契約制度	（費用負担） （指定都市・中核市が実施主体の場合：国1/2, 市1/2）										
児童（保育の実施） 【市町村】 児童福祉法 § 24	市町村長は、保護者の労働、疾病等の理由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、当該児童を保育所において保育する。	S22：市町村措置権 S62：機関委任事務→団体事務 H10：措置制度→契約制度	（費用負担） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th>保育実施</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>市町村</th> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>1/2</td> <td>1/4</td> <td>1/4</td> </tr> </table> ※民設保育所	保育実施	国	県	市町村	市町村	1/2	1/4	1/4		
保育実施	国	県	市町村										
市町村	1/2	1/4	1/4										
児童（児童福祉施設入所措置等） 【県】 児童福祉法 § 27①③	保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当と認める児童又は家庭裁判所から送致のあった児童について、里親等に委託し又は児童福祉施設（児童養護施設・乳児院等）に入所させる措置。	S22：県措置権 S62：機関委任事務→団体事務 H18：障害児施設（指定医療機関を含む）については10月から契約制度導入 H21：自立生活援助事業の実施対象者が20歳未満に拡充	（費用負担） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th>措置権</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>市</th> <th>町村</th> </tr> <tr> <td>県</td> <td>1/2</td> <td>1/2</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </table>	措置権	国	県	市	町村	県	1/2	1/2	-	-
措置権	国	県	市	町村									
県	1/2	1/2	-	-									
児童（指定医療機関等委託） 【県】 児童福祉法 § 27②	指定医療機関等に対して、児童を入所させて医療型障害児入所施設におけると同様な治療を行うことを委託する措置。												
児童（児童の一時保護） 【県】 児童福祉法 § 33	児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童相談所において一時保護し又は児童福祉施設等へ保護を委託する。												
児童（児童自立生活援助事業委託） 【県】 児童福祉法 § 33⑥1	自立を図るための生活援助の実施を希望する義務教育終了児童等を、自立援助ホームに委託し日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行なう。												